

## (2) 届出対象行為

行為の種類		規模等
a 建築物		
(1) 新築・移転		高さ10mまたは延べ床面積1,000㎡を超えるもの
(2) 増築・改築		増築・改築後の規模が、(1)の規模を超えるもの ただし、増改築前の規模がすでに(1)の規模を超え、増改築する建築面積が10㎡以下の場合は対象外
(3) 外観の修繕、変更		(1)の規模を超えるもので、一壁面の割合が1/2を超える外観修繕、模様替え、色彩の変更を行うもの
b 工作物		
(4) 新設・移転 増築・改築	柵、塀、門等	高さ5mを超えるもの
	鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱等	高さ10m（建築物と一体となって設置されている場合は、地盤面から工作物の上端までの高さが10m）を超えるもの
	風力発電設備	
	煙突その他これに類するもの	
	物見塔その他これに類するもの	
	彫刻、記念碑等	高さ10mまたは築造面積1,000㎡を超えるもの
	自動車車庫等の用に供する立体施設	
	アスファルトプラント等製造施設	
	石油、ガス、穀物、飼料等処理施設	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設等	
太陽電池発電設備	高さ5mまたは建造面積1,000㎡を超えるもの	
(5) 外観の修繕、変更		(4)の規模を超えるもの
c 開発行為		
(6) 開発行為		面積3,000㎡を超えるもの
d その他		
(7) 樹木の伐採		面積3,000㎡を超えるもの
(8) 土石・資材・その他の堆積 (堆積期間が60日を超えるもの)		堆積物の高さ3mまたは土地面積1,000㎡を超えるもの